

評議員及び役員の選任に関する規則

(目的)

第1条 公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任に関する事項について、法令又は公益財団法人長野県スポーツ協会定款に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(評議員候補者の選出)

第2条 役員等候補選出委員会において評議員候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から選出するものとする。

- (1) 加盟団体から推薦された者
- (2) 学識経験者（医療関係者、弁護士、公認会計士、オリンピック等）

2 評議員候補者のうち、原則として3名以上を学識経験者とする。

(理事候補者の選出)

第3条 役員等候補選出委員会において理事候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から選出するものとする。

- (1) 加盟団体の代表者
- (2) スポーツ少年団の代表者
- (3) 学識経験者（行政、弁護士、経済界、オリンピック等）

2 理事候補者のうち、原則として3名以上を学識経験者とする。

(監事候補者の選出)

第4条 役員等候補選出委員会において監事候補者を選出する場合は、1名以上3名以内の者を選出するものとする。

(定年制)

第5条 理事は、選任時において、その年齢が75歳以下でなければならない。ただし、第3条第1項第3号に掲げる学識経験者が理事となる場合及び特別な事情があると役員等候補選出委員会が認めた場合は、この限りでない。

(再任制限)

第6条 理事は、連続して10年を超えて在任することができないものとする。ただし、特別な事情があると役員等候補選出委員会が認めた場合は、この限りでない。

2 連続して10年以上在任した者は、退任後4年以上経過した時点で、再び理事候補者となることができる。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、令和5年6月21日から施行する。ただし、第2条の規定については、令和6年度定時評議員会の開催日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。